

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年2月3日（水）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回の会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第2号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について

議案第4号 財産の取得議案に係る意見聴取について

議案第5号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について

議案第6号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

7. 協議事項

協議第1号 (仮称) 富士中学校について

協議第2号 白井市民プール存続に係る今後の方向性について

8. 報告事項

報告第1号 平成28年度教育費当初予算について

報告第2号 白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

○出席委員

委員長	石亀	裕子
委員	小林	正継
委員	高城	久美子
委員	川嶋	之絵
教育長	米山	一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育部参事	藤咲 克己
生涯学習課長	鈴木 栄一郎
教育部参事	小松 正信
書 記	風間 信也
書 記	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 8 年第 2 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。小林委員、高城委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○石亀委員長 次に委員報告を行います。各委員から報告がありましたらお願いします。

○小林委員 1 月 1 2 日、文科省の合同会議室で市町村教育委員研究協議会が 1 時からありました。開会の挨拶、行政説明に続きまして、横浜市教育委員会の委員、今田氏が委員としての活動について講演をし、教育委員会の改革に努力してきた様子を語ってくださいました。また、その後、分科会に分かれて研究協議となり、私は第 3 分科会の教育課程の改善に参加して、2 0 3 0 年の社会を見据えて育成すべき資質・能力を上げること、また、そのために教育委員としてできることは何かについてグループで活発に話し合い、充実した研修となりました。

それから、1 月 2 7 日、千教連の第 2 回教育長・教育委員研修会が佐倉市民音楽ホールで行われまして、いじめ問題等に対する学校の危機管理について、早稲田大学大学院の法務研究科教授の西口氏が講演をし、裁判にも関係してきたことから、判例を挙げながら、法的にどのようなところで具体的な責任が問われるかを軸にして、教職員あるいは教育委員会がいじめ問題に対して適正に対処すべきことを学ぶことができました。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。ほかに。

○高城委員 私は、1 月 1 0 日、日曜日に白井市の成人式に出席いたしました。横浜アリーナでは、ステージに上がり新成人が暴れて警察にとめられるようなことがありましたけれども、白井市の 1 月 1 0 日の成人式は、新成人 4 6 3 人で出席率が 7 2 % です。白井の新成人は、皆様、行儀がよくて、

大変立派な新成人だと思いました。そして、今年からは前日に行われることになりまして、翌日もゆっくりできたのではないかなと思います。天候にも恵まれて、大変すばらしい1日でした。

以上です。

○石亀委員長 成人式が三連休の中日になったということですね。ありがとうございます。ほかに。

○川嶋委員 私は、1月22日に七次台中学校の立春式に行ってまいりました。七中立春式のスローガンは「ステップ・バイ・ステップ 踏み出そう大人への道」として、前半は厳かに式典が開かれまして、後半は生徒による発表でした。後半の発表の際には1年生も会場に入りまして、2年生は上級生としての自覚を持って、1年生も来年につながるよい機会になったというふうに思います。この式典では、来賓の案内から全て生徒によって会が進行されていまして、一人一人が役割を持って立派に式を進行していました。立春式の目標である自覚・立志・健康に基づいて進められた先生方のご指導の賜物だなというふうに感じました。中学2年生とは思えないような堂々とした発表や美しい歌声で、一人一人が真剣に式典に臨んでいる姿勢がしっかりと見る者に伝わりました。親でなくても感動するすばらしい式で、来賓の中からは、学校によって立春式もさまざまだけれども、七中の生徒はすばらしいねというような声を耳にいたしました。白井市では半世紀以上続く立春式事業ということで、私、初めて拝見させていただいて、すばらしいものだなというふうに感じました。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員からの報告は以上でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○教育長報告

○石亀委員長 それでは、次に米山教育長からお願いします。

○米山教育長 それでは、1月5日に定例教育委員会議がありましたので、それ以降ということで報告いたします。9日、賀詞交歓会、各委員には出席をいただきまして、ありがとうございました。

翌日、成人式、高城委員から報告のあったとおりで、礼儀正しい成人式を実施され、当時の担任の先生方も大変多く出席してもらいました。

17日、日曜日、消防出初式に出席をしまして、日頃からそれぞれが仕事を持ちながら、火事等の災害があったときに消防団員として出る方達の意気込み、また表彰が行われておりました。

18日、月曜日、印教連の教育長会議がありました。北総教育事務所から何点かの報告があったんですけども、来年度以降の管理職試験の要綱、また、教員の不祥事防止に向けた対策と各市教委における指導の依頼がありました。

19日、市の放射線対策本部会議がありまして、今、給食食材は事前に放射性検査をして給食をつくっております。同時に、県の方で丸ごと給食という言い方をしているんですけど、1食分全部を一緒にして

放射能の濃度を測るといふのを県がやっていたんですけど、県の判断がはっきりしないんですが、新年度はやらないということで、一定の放射線に対しての検査の終了なのかなと。この辺の内容についてはよくわからないんですけど、また環境等を通じて放射線対策についての今後の県の対応を含めて考えていきたいというように思っております。

23日、土曜日、文化財防火デーということで、法隆寺の壁画が焼けたことから、文化財を災害から守ろうということで、本年は折立の来迎寺で文化財防火デーが開催されました。大変立派なお寺で、当日、裏山のほうに放水をして防火訓練をいたしました。

27日、先ほど小林委員から報告があったとおり、千教連の教育委員研修会で、いじめに対する防止と判例を含めた責任ということで、昨年、教育センター室でやった研修と同じように予知ができたか、できなかったかというのが一番問題であるということで、センター室でやった場合は弁護士だったんですけど、今回の法学部の教授も同じような内容、やはり教員、学校、市教委含めて、こういう大きな事件に発展するのではないかという予知能力をきちっと身につけるというお話であったというように思っております。

私からは以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。これまでの委員報告、教育長報告について、質問がありましたお願いします。特によろしいでしょうか。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

議案第6号「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」、報告第2号「白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について」、報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」、この3つについては、個人に関する情報ですので、非公開がよろしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開とします。

○議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。

本案につきましては、平成28年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものであります。

裏面をご覧ください。白井市附属機関条例の一部を改正する条例。この条例につきましては、学校教

育法施行令が改正されました。それに伴い、障がいのある児童・生徒に対して継続した支援について示されたことから、白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の規定を見直すための条例でございます。

併せて、新旧対照表を載せておりますので、そちらをご覧ください。「白井市心身障害児童生徒就学指導委員会」の附属機関の名称を「白井市教育支援委員会」に改める。担任する事務につきましては、「障害のある児童及び生徒の適切な就学指導について調査審議すること」を、「障害ある児童及び生徒」の部分で「特別の支援を必要とする児童及び生徒」と変えているものでございます。新たにつけ加えたのが「特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、適切かつ継続的な支援を行うために必要な事項について調査審議すること」となっております。これは具体的には、1番につきましては、今まで入学する児童・生徒に対して、特別支援学校か特別支援学級への就学が適切か、そういうことを審議するものでございます。2番目につきましては、実際に特別支援学級に入ったお子さんが、その後、どのような生活をしていて、どのような発達状況になっているかというのを報告して、適切な指導というものを審議していただくようにつけ加えたものでございます。

委員の構成につきましては、現行では「医師」と「教育機関の職員」ということで、医師と学校の先生方及び特別支援学校の先生方で構成されております。それを今度は、施行令の中で心理士が入ってきますから、「学識経験を有する者」を加えております。

教育機関の職員につきましては、学校の校長先生、特別支援学級の担任及び特別支援学校のコーディネーターと言われる方々でございます。そういうことで1名増やして9名に変更するものでございます。

左側のページに戻っていただきまして、施行期日につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、現在、委員の任期が平成27年4月1日から平成29年3月31日でございますので、この条例の施行の際に、現に設置されている白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員の職にある者は、この条例による改正後の白井市附属機関条例の規定により設置された白井市教育支援委員会の委員として委嘱されたものとみなし、そのまま委員を続けるという形になります。

以上で議案第1号の説明を終わりにいたします。

○石亀委員長 ただいまのご説明について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 改正施行令の文の内容を簡単に読み上げてください。

○田代教育部長 施行令の18条の2というところになります。「市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条又は第11条第1項の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学、その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。」ということがありますので、ここで専門的な方の意見を聞くということが出ております。

国からの学校教育法施行令一部改正通知の中で、「障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」

については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。」ということで、国からの通知文がきております。

○**米山教育長** 改正施行令だけではなくて、通知によって担当事務が変わったということで、説明するときは説明してください。施行令自体では、この1、2を分けたりという担当事務の内容については触れていないと思うので、お願いします。

以上です。

○**石亀委員長** ほかに質問ありますか。よろしいでしょうか。

議案第1号については、教育委員会の意見は異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○**石亀委員長** それでは、異議なしということで、よろしく申し上げます。

○議案第2号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○**石亀委員長** 議案第2号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○**田代教育部長** 議案第2号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

本案につきましては、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用及び平成28年4月1日から施行される行政不服審査法の改定に伴い所要の改正をするものでございます。

裏面をご覧ください。白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則。資料としまして、新旧対照表も併せてご覧ください。そちらで主に説明をさせていただきます。

まず、第5条でございます。支給の申請について、第1項中「必要な書類を添えて」を削除いたします。これにつきましては、別記1号様式の白井市就学援助認定申請書に個人番号を記載することにより、市民税の非課税や減免等の住民情報を教育委員会で入手することができるためでございます。保護者から書類を添付していただかなくても、こちらで確認ができるということになりますので、削除をいたしました。ただ、白井市として情報を持っていないものが、別記の1号様式の一番下の段のところにアイウエオカキクケコとあります。その中で、市の情報ではないものが、ウの個人の事業税の減免、キの国民年金保険料の減免につきましては、外部の情報であるために、これは個人番号では入手することができないので、こちらについては後から添付書類を出していただきます。現在、準要保護の申請の一番多いのがウの児童扶養手当の支給でございます。それとイの個人の市町村民税の非課税、合わせて約90%になります。あえて書類を添付していただかなくても、必要に応じて添付していただく形になりますので、申請者の負担を軽減するためにその部分を削除させていただきます。

した。

第5条第2項ですが、全部削除でございます。学校長を経由して、学校長の意見を添えてという部分でございます。これにつきましては、個人番号を出した場合には、個人番号と本人確認をしなくてはいけませんので、申請者が直接に教育委員会に申請書を出していただきます。申請理由が要件を満たしていれば、あえて校長先生の意見を付さなくても許可をしているために削除します。ただ、必要に応じて校長の意見を聞かなくてはいけない場合がありますので、これにつきましては、第6条第3項のところに「校長」という部分をつけ加えております。

続きまして、第6条の要保護者等の認定です。第1項につきましては、第5条第2項を削除したために引用条例を整理するものでございます。

また、申請を教育委員会に直接提出してもらうために、認定の可否についても、校長を経由して通知するのではなくて、直接教育委員会から通知するものでございます。

続きまして、第2項につきましては、校長という文言が初めて出てきますので、省略規定を加えたものでございます。

第3項については、先ほどご説明したとおり、申請時に校長の意見を聞くことがないので、必要に応じて聞くということで、ここに「校長」をつけ加えたものでございます。

続きまして、第11条でございます。事情変更等の届出でございます。これにつきましては、第5条第2項を削除したために、引用条項の整理を行うためでございます。また、申請を直接教育委員会としたために、申請内容に変更があった場合についても直接教育委員会へ届出をするようにしたものでございます。

続きまして、2号様式、6条の1項関係について説明いたします。

これは、先ほど申しました平成28年4月1日から施行する行政不服審査法の改正により、審査請求ができる期間が60日から3カ月に延長になったものでございます。これは法の18条に規定されております。異議申立をなくして審査請求に一元化されました。これが行政不服審査法第2条で変更されたことにより、審査請求に対しての「決定」は「裁決」に改正されました。ですから、「決定」という言葉から「裁決」という言葉に改正するものでございます。これは2号様式及び最後のページの11号様式、両方とも同様の内容でございます。

議案に戻っていただきます。附則としまして、第1項については、施行期日として、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、第5条による申請、いわゆる申請書につきましては平成28年度からの申請について、施行日である4月1日以前から申請書を提出することができるように、施行日前から第5条第1項による申請書を使用できるという措置を行うものでございます。

以上で第2号議案の説明を終わります。

○石亀委員長 議案第2号について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 1点だけ。別記1号様式、旧と新があるんだけど、「市民税課税状況及び住民基本台帳を確認することを同意します」から「その他審査に必要な台帳」と書き足してあるんだけど、何でも見られるというふうにとられてしまうといけないから、具体的に、その他審査に必要な台帳って何なのって言われたときに、何でこれを足したのか。要は、マイナンバーができたんだから、マイナンバーにあるデータも一緒に見られるから、その他の台帳と足したのか、それとも判断する上で何か必要だったのかどうか。具体的に何の台帳だかを調べておいてください。

○田代教育部長 わかりました。

○石亀委員長 皆さん、よろしいでしょうか。「その他審査に必要な台帳」が何かということ具体的に確認をしておいていただくということで、このとおりに決定するというのでよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、そのようにお願いします。

議案第2号は以上で終わりとなります。

○議案第3号 平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第3号「平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○藤咲教育部参事 議案第3号「平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。

本案は、平成28年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めたものでございます。

次のページをご覧ください。まず補正について、全般でお話させていただきます。

上から人件費と書いてある款項目がございしますが、主な内容といたしましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与改定がありましたので、白井市においても同等に給与改定を行うことによる、人件費の補正でございます。内容につきましては、一般職員の勤勉手当を1,000分の75から1,000分の85にするものでございます。これにつきまして、学校給食共同調理場の補正予算の一般職員人件費も同様でございます。

次のページをご覧ください。歳出について説明をさせていただきます。個々の事業につきましては、3ページをもって説明させていただきます。

まず、指導費の9款1項3目で、補正額858万3,000円の減につきましては、14節のシステム使用料について、入札により約67.4%の入札率でございますので、その分227万6,000円の減、同じく14節のパソコン使用料につきましても、入札により額が減りましたものですから、入札率が38.31%で630万7,000円の減ということで、トータル858万3,000円の減ということになります。

続きまして、9款4項5目の文化センター費の文化センター管理運営に要する経費で、192万5,

000円の減につきましても、入札により額が確定しましたものですから、その分の差額の192万5,000円の減になります。これにつきましては、94.35%の入札率でございます。

次に、5ページになります。桜台小中学校運営に要する経費につきまして、補正額16万8,000円の減でございます。これにつきましても、入札により額が確定したことにより16万8,000円の減ということで、入札率につきましては98.89%になります。

続きまして、6ページの学校給食共同調理場建替に要する経費、4,934万5,000円の減につきまして、委託料につきましては、アドバイザー委託料で、入札により額が確定したことにより385万5,000円、入札率約70%の額でございます。

続きまして、公有財産購入費につきましては、当初予算で1平方メートル当たり7万円で積算をしたところ、実質確定額として6万4,000円ということになりましたのです、その分の差額の4,549万円の減額ということになったものでございます。

次に、7ページになります。歳入になりますが、1万円の増額で、新規でございます。これにつきましては、現在、いじめ対策に要する経費として持っておりますが、その分が補助対象ということになりましたので、いじめ対策調査に係る経費の約3分の1の1万円を計上したものでございます。

続きまして、県補助でございます。3万4,000円の増額でございます。名称としましては、地域とともに歩む学校づくり推進支援事業の補助金で3万4,000円。これにつきましては、事業費として学校安全対策ということで、ボランティアをお願いしている分の経費について補助対象となりましたものですから、その分を予算計上したものでございます。

次に、8ページでございます。先ほどアドバイザーの委託料として平成27年度分、385万5,000円を減額したところですが、継続費として4年間分を入札をかけておりますので、確定したところでトータル1,738万2,000円が減額ということで、個々の年度の訂正ということになります。

続きまして、9ページになります。債務負担行為の変更でございます。桜台小中学校運営に係る食器食缶洗浄機の賃借料でございますが、入札の機器と日程調整により1カ月増えたことから6万8,000円の増ということになりましたものですから、限度額を6万8,000円増で818万9,000円という限度額を変更させていただいたものでございます。

続きまして、10ページ、学校給食共同調理場の特別会計でございます。こちらにつきまして、補正額1万5,000円、これにつきましても入札により額が確定したことにより1万5,000円の減額ということになります。入札率については99.17%になります。

次に、11ページでございますが、これにつきましては、先ほど給食特別会計で、人件費で4万円の増になり、支出のほうで1万5,000円の減額になることから、一般会計から差額の2万5,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、12ページにつきましては、入札額が確定したものですから、債務負担行為の額の変

更でございます。

補正については以上でございます。

○石亀委員長 議案第3号について、質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。入札によって補正がされたということだから問題はないかと思いますが、皆さん、よろしいですか。

それでは、議案第3号について、異議なしということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第3号は、以上で終わりとします。

○議案第4号 財産の取得議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第4号「財産の取得議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第4号「財産の取得議案に係る意見聴取について」説明します。

本案は、平成28年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたものでございます。

この議案については、新たに整備する学校給食共同調理場の用地として土地を購入したいので、議会の議決を求めるために議案として提出いたします。

裏面をご覧ください。1、物件の表示は、白井市復字山谷1323番15、2,196.04平方メートル。白井市復字中山1422番8、5,385.65平方メートルです。

2、購入の目的は、新たに整備する共同調理場の用地として購入するものでございます。

3、取得価格は、4億8,522万8,160円となります。

4、取得の相手方は、千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地、千葉県、千葉県企業庁長・田雅一及び東京都新宿区西新宿六丁目5番1号、独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部本部長・宮本保宏です。土地の持ち分の割合は、千葉県企業庁が100分の95、都市再生機構が100分の5となっております。

それでは、議案第4号資料の1をご覧ください。学校給食共同調理場用地の購入です。

1、契約方法は、随意契約となります。

2、取得価格は、先ほどご説明したとおりでございます。

3、取得面積は、2筆合計で7,581.69平方メートルとなります。

4、契約相手は、先ほどご説明したとおりでございます。

5、仮契約は、平成28年1月29日です。

6、土地引渡日は、平成28年3月31日まででございます。

それでは、議案第4号の資料の2、1枚めくってご覧ください。資料2には、取得地の位置図を載せてあります。2ページには取得地案内図を載せてあります。

線が真ん中に入っています。そこで地番が分かれています。

3 ページは、取得地確定図を載せてあります。わかりやすく地番の区切れが出ていますので、ご覧ください。

以上で議案第4号の説明を終わりにいたします。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 議案のところの共同調理場、正式名称をなぜ入れなかったのか。議案第4号資料の1は議案にはならないけど、学校給食というのがどこにも入ってこなくなってしまうので。共同調理場ではなくて学校給食共同調理場の名前のほうがいいと思います。

それと、議案第4号資料の1の仮契約日が平成28年1月29日、仮契約日なんだけど、議会の同意が必要ですよ、この案件は。そうすると、仮契約が1月29日で、土地の引き渡しは3月31日までだと、仮契約だけで、どこかで本契約が入るよね。あえて何故それを書かなかったのか。反対に、仮契約日を記載する必要があるのかどうか。本来であれば、議会の議決案件なんで、議会の議決後に契約すると書いたほうがいいのかなど。土地の引渡日についても、27年度中に土地を移動させなきゃいけない何かがあるのかどうか。3月31日までに引渡日になっているんだけど。

○田代教育部長 議会に出すものでございますので、その辺を再度確認して、訂正して、議案として提出させていただきたいと思います。

○米山教育長 仮契約は本質的な意味が細かくあるんだろうけども、一般的には、仮契約は、一定の何らかの条件なり不足しているものがクリアされた段階で本契約になりますよという考え方であるから、仮契約を結んだ段階で、何が本契約を結ぶ条件なり必要な添付書類なりが必要なのかなという意味合いで仮契約と言ってあって、これは多分、議会の同意が条件になっている仮契約だと思うんだけど、例えば契約日は議会の議決後とか書いたほうがいいのか、その辺は資料の書き方なので、議決案件ではないんだろうけども、先に仮契約をしていいのかというような質問も出てきてしまう。議員が仮契約の意味を知らないでいると、そういう質問が出てきてしまうので、その辺、もう1回調整をしてください。

きょう一番大切なのは、学校給食共同調理場の新しい場所として、この土地を買うということを教育委員会議で決定をしたいというのが議案で、それを決定した後に議会のほうに議案として提出をするということで、最終的に、この場所に建て替えますよという決定になります。

○石亀委員長 議会は3月のいつからでしたでしょうか。

○藤咲教育部参事 2月15日からです。

○石亀委員長 そのときには、この文言を変えて出していくということで、皆さんはそれでよろしいですか。これを教育委員会としては買うという方向でということになると思います。再度、確認ですけど、よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、そのようによろしくお願いします。

以上で議案第4号は終わります。

○議案第5号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について

○石亀委員長 議案第5号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」説明をお願いします。

○藤咲教育部参事 議案第5号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」。

本案につきましては、平成26年度事務事業の点検・評価について、教育委員協議会において10月29日と11月10日の2日間にわたり点検及び評価をしていただいたものを報告書として取りまとめたものでございます。これにつきましては、次ページに案として報告書がありますが、その後、再度確認した上で訂正がないということだったものですから、そのまま議案としてこの場に上げさせていただきます。説明については、詳細は省かせていただきたいと思います。

以上でございます。

○石亀委員長 一旦皆さん目を通されたものと思っています。全体を通して、何かこの言葉がとか、こここのところの表現とか、再度気づいたところがありましたらお願いします。

これで議会に報告するということですね。

○藤咲教育部参事 この後は議会のほうに提出させていただきます。

○石亀委員長 何か気づいた点ありましたら。よろしいでしょうか。これに基づいて、また来年度も引き続きずっと継続されていくものですので、また来年以降、関わっていくところもあるのかもしれませんが。今年度、この議案第5号については、この内容で報告をしていただくということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第5号については、この原案のとおり報告していただくということでよろしくをお願いします。

それでは、議案第5号まで進みましたが、10分ほど休憩をして、3時10分から再開いたします。

午後3時00分 休 憩

午後3時10分 再 開

○石亀委員長 それでは、再開いたします。

○協議第1号 (仮称) 富士中学校について

○石亀委員長 協議第1号「(仮称) 富士中学校について」説明をお願いします。

○田代教育部長 協議第1号「(仮称) 富士中学校について」。

富士中学校の取り扱いについて、次のとおり協議をいたします。

裏面をお開きください。（仮称）富士中学校について。平成26年12月に策定した白井市の人口推計では、年少人口（ゼロ歳から14歳）が、平成32年をピークに減少していくと見込まれており、富士地区を含む白井第三小学校区においても平成32年をピークに、大山口小学校区では平成27年以降、減少すると見込まれています。また、大山口中学校の生徒数を推計したところ、平成30年度から平成32年度にピークを迎え一時的な教室不足が予測されるものの、その後、減少することから、増築により対応することができる。このことについては、既に協議をさせていただいています。つきましては、（仮称）富士中学校については、今後、建設しないとの方針決定に向けて、そのプロセスについて協議をするものでございます。

経緯につきまして、簡単に概略を説明します。（仮称）富士中学校については、ニュータウン事業及び富士地区の人口増において、大山口中学校の教室不足が予想されたことから、その建設予定地を昭和57年6月に富士南園に取得をいたしました。その後、昭和61年の千葉ニュータウン事業の見直しに伴いまして、ニュータウンの人口の急激な伸びはなくなったものの、西白井地区での土地区画整理事業や根地区及び富士地区の市街化区域において開発、国の学級編成基準が40人を35人というふうにな人数になることの動向があったために、引き続き大山口中学校の教室不足も懸念されていたために、現在まで富士中学校を予定地として保有してきました。この富士中学校予定地については、スポーツ団体や地区自治会などの行事に使用するとともに、一時避難所に指定されております。

富士中学校の生徒数は、先ほど申し上げたとおり、30年度から32年度までに生徒数のピークを迎え、一時的な教室不足も予測されますけれども、その後は生徒数が減少することから、大山口中学校の増築で対応ができ、富士中学校建設には至らないと考えております。ついては、富士中学校は建設しないという方針決定について、次のように進めることとしたいと思ひまして、今回は協議をお願いいたします。

次のページ、これまでのプロセスでございます。既に報告済みについては省略をさせていただきます。平成27年11月12日に大山口中学校増築について協議をさせていただきました。このときには教育委員も同席していただいて、学校長、PTAを含めて協議をさせていただきました。協議内容については、そこに書いてあるとおりでございます。

12月1日の教育委員会議で、この件の増築について協議をさせていただきました。

12月18日、政策会議でこの議題について協議をいたしました。増築についての協議と、これまでの保護者等の意見の報告をさせていただきました。

政策会議では、大山口中学校の増築については、富士中学校の方向性と整理して合わせて今後検討を進めていってほしいという意見でございました。

次のページでございます。1月16日、白井第三小学校の自治会等の関係者と市長含めた幹部が集まったタウンミーティングを行いました。そこで、富士中予定地の利活用の方法及び整備の方向性について

て意見交換をいたしました。地区からの要望については、富士中学校予定地は、自治会や行事やスポーツ等に利用されており、地域のコミュニティ形成の場として有効活用されています。富士中学校建設の方針次第では公園として整備も検討していただきたい。人口減少が予測されているが、富士中学校予定地の整備の方向性はどうなっているか。富士中学校予定地に防災機能を備えないか。富士中予定地の名称については、いわゆる富士中予定地という名前があると、新しく入ってきた方が、中学校、建つんだなと思ってしまうので、建てなければ名前の変更もできる限り早くしていただきたいということで要望がございました。

市の回答としましては、ニュータウンの見直しとか、富士中学校用地として現在まで保有してきた理由を説明し、第三小学校及び大山口小学校の児童・生徒が減少するということから、児童・生徒数のピーク時に一時的な教室不足も予想しているが、大山口中学校の増築で対応できると考えている。富士中学校予定地のあり方については早急に決めていきたいと答えております。

この中で、名称についても今後教育委員会も含めながら市と協議し考えていくというお答えもさせていただきました。

本日の教育委員会議においては、富士中学校に関する方針決定までの手順について協議をしていただいて、確認をしていただきたいと思います。そして、2月下旬にある政策会議において、富士中学校に関する方針決定をした上で、再度、3月の教育委員会議で富士中学校に関する方針について決定をしていただきたいと考えております。

なお、これは教育委員会議で決めて、政策会議は後で決めるという形にならないかというのは、実はこの富士中予定地につきましては、白井市土地開発基金条例というもので、基金のものというふうになっております。この基金というのは、14億9,000万円の基金でございます。そういったことも含めて決定していくので、市の政策会議にかけながら、後に教育委員会議で決定をしていく形をとりたいと思います。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

富士中学校は、建設しないという方針決定をするということの流れが説明されていますので、建設しないという方向性についてどういう段取りを経ていくかということを確認してということですか。またその先、建設しないとなったら、それを公園にするのかどうかということは、これはまた別の話ということですよ。それも並行して考えていくものなんですか、その辺はどうなんですか。

○米山教育長 大山口中学校の増築で対応できるから富士中学校は建てないよという決定をまずしたいということで、どうやって決定していくかということなんですけども、まず教育委員会議で決定をするというのが、最終的に3月でいいのかどうか。また、保護者と第三小学校区の人たちに対して説明がこれ以上必要なのかどうか。タウンミーティングでやった、大山口中学校区のPTAの会長と校長と一緒に教育委員と会議をして、その中で富士中を建ててくれという要求はなかったの

で、保護者、学校は既に説明が終わっている。また、タウンミーティングで話をした中では、富士中用地は自治会のイベント等で有効活用されている、スポーツ少年団の野球場にもなっているということで、活用されているから、富士中学校を反対に建てられると避難場所、防災の拠点もなくなってしまうというような意見がおおむね出っていたので、地区の合意はとられたと判断して、なおかつ保護者、学校の判断も、富士中学校は建てないというのがとれたということとして、教育委員会議で3月決定をするのか。2月の政策会議というのは、基金になっているので、例えば、教育委員会のほうで富士中学校を建てないよと決定した段階で教育委員会の持ち物ではなくなるので、市長部局のほうにこの土地を返すので、その時期とかが必要になってくると、その後の活用方法については、教育委員会議で考えるのではなくて市長部局に土地を戻しちゃうので、管轄が市長部局に返るので、市長部局のほうで考えなさいよという形で渡す形になります。だから、政策会議を先やった後、教育委員会で決定をしていくということで、富士中は建てませんということを決めるのに対して、まだ説明が必要なかどうか。また、市長部局のほうの結果を見て、最終的に教育委員会議で決定をするということになると思いますので、もう1回意見を聞いたほうがいいのか、その辺はどうでしょうか。決定するまでのプロセスとして。

○石亀委員長 皆さん、いかがでしょうか。例えばこのタウンミーティングをはじめ、今まで大山口中学校の増築などの絡みでいろんな話が出ていると思うんですが、その後、どういうふうにも有効利用されるのかという希望というか、期待みたいなのが、この概要の中からは読み取れると思うんですが、その辺もくみ取っていただいて引き継いでもらうということはお願ひみたいにして出すことは可能なんですか。それとも、市が新たにまたこれをどうするかということは、今まで話し合われてきたことは全く関係ありませんという立場で市が考えていくようになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○米山教育長 タウンミーティング自体が市長部局で開催しているので、市長部局は、今回、富士地区の自治会長から出てきた意見はもう十分認識したということで、当然もらった意見は確認をして引き継いでいくというように思いますので、市長部局はその後も、今回のタウンミーティングの結果、それと、この前保護者含めてやった会議の結果を、教育委員会でやったものについては市長部局のほうに渡していくというような形で、新しい利用の仕方をどうしていくかというのは今後検討されると思うんですけども、まず富士中学校は建てないよ、大山口中学校の増築で対応するよというのが、もうこれでいいのかどうか。

○小林委員 私はそれでいいんじゃないかと思います。タウンミーティングどおりの、地域のコミュニティ形成の場というような意見がこの中에서도出てきているので、教育委員会としては大山口中学校の増築で何とか間に合う。地域としては、そういう場が欲しいというようなことで、それで問題ないんじゃないかと思いますけども。

○米山教育長 今回のタウンミーティングというのは、富士地区の自治会長が全員出てきています。

各自治会の意見として富士中学校を建ててくれという意見はなくて、反対に、あそこをもっと有効活用して自分らで利用したいというような意見がありましたので、自治会長が富士中学校の建設についての意見がなかった、保護者からも、学校からもないということであれば、2月の政策会議を経て3月の教育委員会議で決定をして公表していきたいと思っています。どうでしょうか。

○高城委員 私もそういう方向でいいと思います。白井でも富士中って何って、ほかの地区の人は、全く富士中学校ができるなんていうのは想像もしていなかったし、全く知らなくて、少年野球であそこの場所を知りました。10年近くも子どもたちと富士中は活用して、試合もしてきたし、思い出のあるところです。あの場所というのは大変貴重なとてもいい場所で、あの広場というのはなかなか白井ではもうないと思いますので、場所的にもいいし。これから防災機能を備えるということもいいと思うし、今もドクターヘリとかが降りる場所ですので、市民のために最大に有効活用をこれから考えていただけたらいいかなと思います。

○石亀委員長 川嶋さん、どうですか。

○川嶋委員 私も同じく思います。コミュニティの場がないというのをよく声として聞きますので、そういうふうに有効活用されることのほうがよろしいかと思います。

○石亀委員長 委員の方向性は、ほぼ同じだと思います。

○米山教育長 2月の政策会議の結果、附帯意見がつくかもしれないので、その結果を見て、3月の教育委員会議で富士中学校の建設をしないという決定をして、大山口中学校の増築に入るというような形で進めたいというように思っております。今年の当初予算、平成28年度当初予算に大山口中の増築の予算を上げてないんです。何でかという、富士中を建てないよという政策決定をしないで大山口中学校の増築計画がいいのかという議論が出てきてしまうので、富士中は建てない、そのかわり大山口中学校に増築するのを、4月か5月の臨時議会で大山口中学校の増築の基本設計を予算上、上げていきます。

○石亀委員長 政策会議でとんでもない案が出てきたりして、びっくりするというようなことはありますか。

○米山教育長 その結果を見て、3月に上げます。

○田代教育部長 前回の政策会議では、今教育長がおっしゃったとおり、富士中をやめることによって増築をするという、セットで政策会議にきちっとかけてくれということです。前は、増築だけしかかけてなかったものですから、差し戻しになっていたということです。

○石亀委員長 大山口中学校の増築をするには富士中をやめるという、そういった方向でいくということを共通認識していきたいということです。

ほかになければ、これで富士中については終わりにしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 以上で協議第1号は終わりとなります。

○協議第2号 白井市民プール存続に係る今後の方向性について

○石亀委員長 協議第2号「白井市民プール存続に係る今後の方向性について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 協議第2号「白井市民プール存続に係る今後の方向性について」。

提案理由でございますけども、白井市民プール存続に当たり市民プールでの学校水泳授業実施に係る対応について協議をするものでございます。

1枚開いていただきまして、市民プール存続に係る今後の方向性ということで、市民プールの今後のあり方につきましては、昨年の11月の定例教育委員会におきまして、基本的に存続ということで協議をさせていただいたところでございます。小学校のプールについて、壊れた段階で廃止をして、水泳授業は市民プールのほうで実施をしていこうというような内容の方向性でございました。今後、市民プールにて学校水泳授業を実施するに当たりまして方向性を検討いたしましたところ、現実的かつ効率的である結論としては、中学校の水泳授業のみを移行していきたいということで協議をするものでございます。

まず初めに、1番目にあるのが改修に係る経費ということで表にしてございます。これは市民プールの改修等と全小中学校をした場合、また中学校5校と小学校2校、これは第一小学校、第二小学校、中学校のみ、小学校のみの部分の表になっています。改修工事費と維持管理については、年間の維持管理費でございます。

それと2番目の表でございますけども、これは水泳授業をやった場合、水泳の補助指導員と移動がありますので、バス代に係る経費がかかりますので、そちらのほうを対比したものでございます。これも全中学校やった場合と、中学校5校と小学校2校やった場合、中学校だけの場合、小学校だけの場合の費用を表にしてございます。

3番目にいきまして、市民プールでの学校水泳授業実施の場合の検討、ここでは3パターンを出させていただいております。

まず、ア) なんですけども、小中学校全て市民プールに移行した場合ということを検証いたしました。開閉式テントと温水シャワーを整備するという前提で、そうしますと5月から10月までの間、市民プールを利用できるようにしても、市民プールの利用可能回数、これは186回というふうになりまして、全学校の水泳授業を完遂するには254回必要になり、日数が不足することになります。コスト面という部分なんですけども、小中学校の改修を削減することで2億1,695万5,000円ほどの経費の削減が見込まれますけれども、全校の水泳授業を市民プールで実施するという場合は、水泳指導の補助の経費と移動のバス代が全体で2,249万6,839円となります。そういう中で、2,000万もの費用を1年でかけてしまうということになりますと、学校プール1校当たりの改修費と全く変わらなくなってしまい、学校プールを改修したほうが授業の効率という観点からも、それは現実的であるということでございます。

イ) ですが、中学校全校と小学校2校、これは白井第一小学校、白井第二小学校、ここの2校を市民プールに移行した場合ということを検討いたしました。同じようにこちらを市民プールでやった場合には、コスト面という部分では287万9,000円ほどの費用がかかりますけれども、学校プールの改修費等で4,337万8,029円の経費の節減が見込まれます。ただし、小学校から市民プールへの移動時間として数十時間を要してしまうということになります。そうしますと、小学校のうち、この2校だけ移動で時間をとってしまうとなると、他の小学校等は自分のところでやりますので、ほかの小学校と比べていくと、この2校だけ授業数等へ影響が懸念されてしまう、2校だけが不平等になってしまうという可能性がある。そういうことと、引率に伴う教員の確保という部分も難しいのかなということで、非常にこれについても困難なのかなというふうに捉えました。

ウ) の中学校のみの市民プールです。こちらは、5月から10月末まで利用するというので、全中学校の水泳授業については市民プールで実施することは可能であるという結論に達しました。コスト面という部分では1,432万9,800円、市民プールの維持管理に多くかかるようになりますけれども、開閉テントとシャワーを整備することによりまして、生徒の体調管理だとか、それから天候に左右されずに授業が実施できるということもありますので、それもメリットになる。それと、利用時間の延長がされますので、この場合は一般の利用者が増えてくるということで、指定管理者のほうの収入が増えてくるということが考えられます。さらにこの場合ですと、小学校のプールは存続をいたしますので、そうしますと、現状では小学校のプールの開放授業が行われておりますので、そういう開放授業をやることによっても、児童の健康づくりだとか、体力づくりという観点からも期待ができるということで、中学校だけを市民プールに移行していくほうが今最も現実的ということで、効果があるのではないかと結論に達したところでございます。

資料でございますけれども、まず1番目に利用状況、2番目に利用料金で、1枚めくっていただきまして、開閉式テント、温水シャワーをやることで利用できる期間が、今は7月から9月中旬なんですけれども、5月から10月末までは延長できるだろうということになっているのが、これが1つの前提でございます。

市民プールの利用条件ということになりますけれども、先ほどの説明の中で168回だとか254回だとかという表現を使わせていただきましたけれども、こちらが利用可能日数だとかが導き出したものでございます。利用可能日数が5月から10月まで93日間あります。これは夏休みと土、日、祝日を除いたものでございます。利用可能の回数ということで、午前、午後授業実施の場合ということなんですけれども、授業のほうはできるのが午前中と午後の1回ずつになりますので、93日に対して2回で186回、これがフルに活用された場合の回数になっています。

あと資料としては、時間数というのは、単純なんですけれども、744時間という単純な計算でございます。

それから、現在の水泳授業の時間数なんですけれども、小学校では10授業行っております。これ

は各学年、年間で10授業、1年生から6年生まで行っています。中学校の場合は4授業、これは3学年あるんですけども、3年間の間に、1年生か2年生のときに4授業やればということになります。非常に中学校の場合回数が少ない、1学年だけの利用になっているということになります。

市民プールの収容人員の上限につきましては120名というようなことで、この回数だとかの積算根拠にもなっています。

それから、ア)の部分の資料ですけども、これは先ほど説明をさせていただきました細かなそれぞれの改修費用になっております。これは全小中学校をまとめたものでございます。それから、維持管理に係る経費というようなことと、経費対比をしております。それから水泳の指導員のバス代などがありますけれども、これで授業の回数を計算しております。その計算については、児童・生徒数の数字と収容人員等を踏まえた計算に基づいて、中学校は14回、小学校は240回、合計で254回というふうに導き出しております。この14回ということなんですけども、わかりやすく説明をさせていただきますと、児童・生徒数という表を中学校の児童・生徒数のところで見ていただきますと、まず1年生で見ますと、白井中で59名なんですけども、これが4授業なので、その4授業に対して1回が90分の2コマをやりますので、合わせると実施回数が2回になります。これは59名の分なので、120名のところで1回入れると。2回で済んでしまう。大山口中の場合、210人いるので、これが120の収容のところ、210人行けませんので、2つに分けるということで、これが4になって、同じように南山中は2、七次台中は160人なので、ここの数字が4となって、桜台中は88人なので2になりますので、それで回数が14回という回数になります。それと同様に、小学校についても計算をさせていただきますと240回ということで、これを全部のところで行った場合に、先ほどのフルにやっても168回のところでは到底追いつかなくなってしまうというような計算になってございます。

それと同様に、次のページで、イ)のほうと同じように計算をさせていただいております。この場合は、小学校の部分で一小と二小が、回数的な部分では対応可能かと思っておりますけども、先ほど申し上げましたように、移動の時間にかかなりの時間を要してしまうと。6年間の間でこの移動に要してしまうということで、他の授業等への影響も出てしまうということでございます。この2校だけを分離してやると、他の小学校とも影響の差が出てしまう可能性があるということでございます。

最終的に、ウ)のほうなんですけども、同じような計算なので詳細は省かせていただきますけども、中学校ですと、授業回数については14回ですので、他の授業への影響は最小限にとどまってくるのかなということで考えております。回数も少ないことですので、水泳の補助指導とバスの移動代についても120万円程度で済むというようなことの積算でございます。

その他のほうでの参考を記載しておりますけども、平成27年度、白井中学校と南山中学校で行った実績でございます。これは教育委員会議のほうでも出させていただきますけれども、開設期間を延ばし、早めたりとかしてやったりしましたけれども、雨天の場合だと中止になってしまうようなこと

だとかがあつて、そうすると他の授業という部分でまた新たに日程調整をするという部分で、かなり調整が難しい状況もあったというようなことがあると。そういうことが今度、5校になった場合には、開閉式テントをやって、シャワーをやって、天候に左右されないようにすれば、この部分でも、回数は少ないかもしれませんが、計画的な授業が実施できてくるのかなということでございます。そういうことを踏まえまして、新たに検証した結果、中学校のみということと考えていきたいというふうに捉えております。

参考までに、ほかの民間プールはどうなんだということがありますけれど、ここに記載のとおり、難しい状況があったということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。

○高城委員 一小と二小は、現在はプールが壊れてしまって使われていなかったんですか。

○鈴木生涯学習課長 一小と二小は使われておりますけれども、ここでは、児童数だとか非常に少ない部分もございまして、それと地域的に、市民プールに行くには、例えば第三小学校と比較しますと、どちらかというところと近距離の部分もありましたので、そういうことを踏まえまして一小と二小を加えてみたらどうかという検証をさせていただきました。

○小林委員 よくわからないですけども、中学校5校が市民プールで授業をすると。そうすると、学校の改修は何もしなくていいと。あとの残った小学校は自分のところにあるプールを改修してというのか、それはそれで費用がかかるんですよね。

○鈴木生涯学習課長 先ほど申し上げましたけれども、市民プールで授業をやる場合はバスで移動していく。そうすると、そのバスに関わる経費などがトータルで年間2,000万円かかってしまうというようなことがわかりましたので、中学校は120万円なんですけれども、小学校全体では2,100万程度、1年間で使ってしまうということが1つあります。そうすると、その2,000万円があると1校のプールの改修ができてしまう。

○小林委員 自分のところの改修。

○鈴木生涯学習課長 自分のところが改修できてしまう経費になってしまうというのがありました。それと合わせて、移動するのに時間を要してしまうということ。そうすると、授業のいろんな調整の中では影響が出てしまう。

○小林委員 要するに、市民プールを使うより自分のところにあるものを改修したほうが安いと。

○鈴木生涯学習課長 結論的には、そのほうが効率的でもあるということでございます。

○米山教育長 答えているのと聞いているのがちょっと違うから。要は、小学校と中学校を分けて何が市民プールで使ったらいいかという資料をつくってくれたんだけど、今まで考えていたのは、壊れたプールを直さないで市民プールを活用しようという考え方だった。中学校が壊れるまで待って、1校、2校だけ市民プールでやっているのではなくて、今、白井中と南山中学校が民間に行っていたけ

ども、市民プールを使っているんだから、その後、中学校が壊れようと、小学校が壊れようと、直す経費を考えるのであれば、その学校を優先的に市民プールが使えるだけ使って、その間の修繕費については費用をかけなくて済むから。オーバーフローしちゃった分については、もう個々の学校で直さなきゃいけないという発想に立たないで、この資料は、中学校、小学校、人数的に、経費考えたら、どっちにしたらいいかという資料をつくってくれたんだけど、そうではなくて、今あるプールで、小林さんが言ったとおりに、壊れたら直さないで市民プールを使うことで経費が浮くんだから。今、使えているところについては十分使っていけばいい話なんで、どこの学校が壊れるかわからないけども、どのくらいの人数までが市民プールの開閉テントをつけてやった場合、可能になるかという資料をつくってもらったほうが、小学校、中学校で、一小と二小、近いからという話ではなくて、壊れたものに改修費用をかけないで済むにはどうしたらいいかという発想で考えてほしい。これだと、例えば大中と七中と桜台中が壊れなかったら、2校だけのままで市民プールはずっといくという形で、その後、どっかの小学校が壊れたら。だから、高城委員が言ったように、一小と二小は今壊れているんですかと言ったのは、壊れているから一小と二小を向こうに、市民プールを使おうかなということに聞いたんで。大きなお金がかかるプール、例えば2,000万円オーダーの修繕費用がかかるのであれば、そこを直さずに市民プールに行ってもらえば、全体のコストが出るぐらいの分のコストがかからないで済むということで、できれば、どのくらいの授業をクリアできるのかという資料をつくってもらえたほうがありがたかったのかなと思います。

○石亀委員長 このタイトルが存続に係る今後の方向性ということなので、市民プールはこのまま存続していきたいという話はある中で、並行して、学校のプールがもし何かあったときにどうしていったらいいかというのは、市民プールを使っていこうかという話が出たということですね。だから今、具体的に小学校、中学校と分けて計算していただいているんですけれども、考え方としては、学校のプールを、今教育長おっしゃったように、修繕するよりも市民プールを有効活用していく方向で、学校の授業でも使える市民プールという位置づけにしていくということで、経費もそのほうがぐっと安く上がるし、有効活用ができるということが、この中からわかればいいということですよ。

○米山教育長 そうです。

○石亀委員長 だから、ここに書いてあるように、中学校5校が全部行くということではなく、白井中、南山中から始まり、あとの中学もぼちぼちそういうことがあれば市民プールを使っていく、小学校でもそういうことがあれば市民プールを使っていくという、だめになったところから市民プールを使っていくという、そういうことですね。

○小林委員 先ほど聞いたのは、中学校と決めちゃうと、中学校でまだ使えるところがあるのに、この5校は、もう少し使って、小学校でもだめになっちゃったところは、市民プールを使わなくなったら自分のところで直すしかないということになっちゃうので、それで聞いたんです。

○鈴木生涯学習課長 考え方といたしましては、中学校で限定はここではさせていただいた表現にな

っているんですけども、一遍に中学校の部分をここでやりましょうということではなくて、中学校のプールが壊れたら、今は2校やっていますけども、どこか壊れたら市民プールに。小学校の場合は、これは全体のことになっているんですけども、移動時間で授業への影響が出てくることがあるということで、小学校については直してというような内容です。

○石亀委員長 マックス、どれくらいの学校までが使えるのかという。

○米山教育長 それのほうが、中学校でも移動時間はかかるんだから、小学校だけ移動時間かかるわけじゃないから、その説明は別にしておいてください。

○石亀委員長 どこまで使用に耐えられるかということと、市民プールで賄えるかということとを並行して考えていく必要がこれからあるということですね。未知数ですよ、結局。どこがどういうふうになって、どれくらい経費がかかるかということとはわからないから。ちょっとの修理で済んだら直して使う。もう直さないより、市民プールに移動時間とかかけても行ったほうがいいのであれば市民プールを使うという、そういう方向で市民プールをこれからも使っていくということですね。

○米山教育長 そういうことで市民プールの存続価値が出てくる。要は、夏場の市民が楽しむだけでなく、学校の壊れたプールの分を修繕せずに市民プールで活用できるんだから、その分については市民プールの必要性が市民のレジャー、プラス学校教育上のプール授業でも活用できる市民プールの存続が必要であると。

○石亀委員長 開閉テントとか温水シャワーというのは、これは仮の話ですよ。もし今後、こういうことがあるとしたら、期間も5月から10月末ぐらいということで、整備をしていくこともできるというふうに考えていいんですか。整備ができるとして、それを市民も使うことができると。

○米山教育長 中学校5校をクリアするためには開閉テントがなきゃだめだという前提のもとにやっているんで、2校だけで、当面壊れないで、その後壊れた学校があって、市民プールを使うようになった場合に、開閉テントが必要なのかどうかというのは、今使っている生徒数は何人で、あと何人まで使えます。それ以上プラスアルファで使うのは開閉テントが必要ですよという資料があれば、市民プールの存在価値が高まる。

○石亀委員長 存在価値と資産価値。

○米山教育長 今までの市民プールが、市民に対してレジャーとして使ってもらってた、人気ありますからね。何万と来てますから、その存在価値はある上に、学校教育でも使えるよということになれば、プールを存続していこうという形になります。できれば、今市民プールを使っている学校、プラス何人までが開閉式テントがなくて使えて、なおかつ、5月から10月までマックス使うには開閉テントを設置して何人までいけますよと。そこまでぎりぎりに入っちゃったり、終わった段階で、その次の学校がまた壊れてきた場合については、もう修理せざるを得ない。それについては修理をしていくと。その間の市民プールは、使える分はマックスで活用しているよというようになるので。

○石亀委員長 市民プールは有効活用しようというところと、学校の体制からすると、苦肉の策では

あるけれども、それがベストという証明ができればなおいいということですよね。数字の上でということだと思います。

○小林委員 この資料をつくられたのは、中学校の場合には、壊れた場合、市民プールを使ったほうが得ですよ。小学校、先ほど、壊れたからといってそこを使うとなると、自分のところを直したよりも高くなっちゃう、だから自分のところを直したほうがいいという、そういうことですよね。

○米山教育長 そうじゃない。

○石亀委員長 授業時数とかの関係もあって、中学校であれば効率的に賄えるというふうな考えですよ。

○鈴木生涯学習課長 授業の回数が3年間の間で、1年生だけでやればいいというのが1つ、中学校があって、小学校の場合は1年生から6年生になるまでの間が、ずっとその学校はいつてしまうというのが。ある学校は自分のところでやるだとか、ある学校は市民プールに行ってしまうということだと、その部分で、片方の学校は時間をとられてしまっ授業に影響が出てくるところと、全くそうでないところが出てくるのかなという考えを持ったというところがございます。

○米山教育長 資料を作り直してもらって、小学校だったら何人ぐらい余裕があるのか、テントをつけた場合については、あと何人ぐらいプラスになるのか。

○鈴木生涯学習課長 今の7月から9月までで、どれだけ受け入れられるのかというのがありますよね。今度、ほかが壊れてしまうようなことになれば、そこで受け入れられなくなってしまうから、その場合はテントを設置していかないと、授業だとかいろいろ確保できないと。それをやったことによって、今度、各学校で壊れますということがあった場合に、壊れたところは市民プールに行ってもらおうと。壊れた学校の順番で市民プールへ行って、市民プールで対応できるのがマックスになり、対応できなくなってしまうと、次に壊れた学校はそこを修理するという考えを持って作成するということがよろしいですか。

○石亀委員長 ぎりぎりまで市民プールを使うという。

○藤咲教育部参事 1つだけ確認なんですけど、開閉用のテントを設置するという条件でないと日数の確保ができない。雨が降った場合、あるからこそ14時間できるんだよということを表に出したほうがやりやすいのかなという気がするんですけど。例えば、雨降ったら中止になりますということを想定にはできないので。

○石亀委員長 必ずできるという。

○藤咲教育部参事 そうであったほうがしやすいしと思ったんです。

○鈴木生涯学習課長 仮に児童数の多い小学校が壊れてしまうと、最大で計算することも、厳しいですけども、その回数によっては、あらかじめやっておかないといけないことがありますということもあるかもしれないです。

○米山教育長 それを数字でください。

○石亀委員長 市民プール存続に関しては、存続しないほうが良いという意見というのはあるんですか。

○米山教育長 あります。これからも出てきます。多分、行革の会議をこれからやりますので、行政改革の中で一番削りやすい。

○石亀委員長 そこに付加価値というか。

○藤咲教育部参事 そうです。そういう意味での資料をつくったわけです。

○米山教育長 そのために数千万円オーダーの修理をしないで、今ある市民プールを使うことによって反対に行革になるよという説明をしていきたい。

○石亀委員長 市民プールの改修工事費もこういった数字が出ていますが、市民プールそのものも同じように並行して老朽化していくことに対する対策も一緒に考えて、採算合うように考えないといけないということですよね。

○米山教育長 反対に、市民プール自体の本体の修繕費というのが本当に予算上とれるのかどうか。ただ、あそこは修繕しないと危険なんで、例えば下がでこぼこしていれば、裸で歩いているんだから転がってもけがをしてしまう。

○石亀委員長 市民プールの状況って、どうなんですか。安全上とか、老朽化とか、その辺は。

○米山教育長 毎年、予算とってやってるよね。

○鈴木生涯学習課長 来年度は特にとってないんですけども、今年度は塗装工事をやっていますし、現場のほうも人工芝だとか、大分劣化をして諸経費がある程度自前、消耗品等でその辺の安全面を確保したりとか、沈下しているとか、塩素使っていますので数年たつと鉄の部分だとかというのはさびつきが出るので、ある程度塗装だとかというのもやっていくという、大分老朽をしているという状況でございます。

○石亀委員長 今すぐどうこうということではないけれども、日々そういうメンテナンスをしながら。

○米山教育長 毎年しながら使っている。

○石亀委員長 わかりました。市民プールは存続したいという委員会での願いがあるわけですから、それに学校教育を絡めていくメリットがどういうふうにあるかということ、もう一度数字で証明していただけるようにということで。

○米山教育長 資料では、何人まで増えますよという話ではなくて、小学校だったら何人、中学校だったら何人というのを出示してもらわないと、授業時数が違うので。それじゃなかったら、全部延べ人数でやるか。

○田代教育部長 そっちのほうが簡単。それで時数を考えれば、その後、次考えていけばいい。

○米山教育長 時数で割っていけばいいから。これだと人数だけだから、小学校が、例えば大小が入ってきたら、もうだめだよというのか、その辺が数字上では全然見えないので。延べ人数でやってくれば。

○田代教育部長 それに学級数を実際当てはめれば、大小が入ったらもう終わりだよとなるのか、直すのか。屋根をつければ違うと思うんです。

○米山教育長 資料をつくり直してください。

○石亀委員長 そういう方向でもう一度資料をお願いするということで、またいずれこれは出てくると思います。

協議第2号について、以上で終わりとします。

○報告第1号 平成28年度教育費当初予算について

○石亀委員長 報告第1号「平成28年度教育費当初予算について」説明をお願いします。

○藤咲教育部参事 報告第1号「平成28年度教育費当初予算について」。

本案は、平成27年12月1日の教育委員会定例会において審議をした案件について、当初予算額が確定しましたので、報告をするものでございます。

1ページをお開きください。下にページが書いてあるほうから説明させていただきます。各課別になります。細かいところについては、単価の見直しとあわせて翌年度に持ち越した事業等があります。大きなところだけを説明させていただきますと、一番下、14番になりますが、中学校施設改修等に要する経費、これにつきましては大山口中学校増築に関する設計委託を当初計上しておりましたが、先ほどの富士中の関係で、政策会議で明確にしてからということなので、当初予算からは外させていただきました。

先ほど教育長が申したように、もし実施することになれば、来年度の補正で上げることになると思います。

続きまして、学校教育課のほうに移ります。実績の考慮や翌年度見送り等でありますが、7番にあります指導費、これは増額してございます。これにつきましては、小中学校の用務員の賃金を計上させてもらいました。

続きまして、5ページ、生涯学習課については、ほとんど備品の見送り、要するに今年度買わないで来年度以降で購入しなさいと。あと単価の見直し等が主なもので、大きいものはございません。

次に、7ページになります。文化センターの1番でございます。文化センター管理運営に要する経費、これにつきましては、文化会館の大ホールの特設天井の改修の設計を翌年度以降に見送りをさせていただいたものが大きくなります。

次の8ページになります。同じく文化センター費で、会館費、備品等の見送りとあわせて修繕計画につきましても当初持っておったんですが、それにつきましても翌年度以降見送りということで、大きく額の変更をさせていただいたところです。

細かいものにつきましては、あくまでも単価の見直しとか、来年度以降に事業を展開してくださいという査定がありましたので、それに基づき修正をさせていただいたところです。大きなところは、

先ほど説明したところとなります。

以上でございます。

○石亀委員長 質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 各課の当初予算については、12月教育委員会議で説明をさせていただきました。それ以降で全体の予算額が、担当から上がってきた予算要求額が財政上、全て満足できないということで、次年度に繰り越した分とか、単価を落としたりとかということで総額予算を決定しております。一番大きなのが、先ほど説明した大中の増築の設計費を来年度の補正予算に回して、早い時期に補正予算で予算を計上していくということで、おおむねは前回も前々回も教育委員会議で説明をさせていただきました内容と大きな変更はないので、繰り越しと単価の減ということで考えてもらえばいいと思います。

以上です。

○石亀委員長 それでは、報告ということなので、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 いろいろな動きによってまた変わってくるのが今後あるんですね。

○米山教育長 おおむね固まっています。若干、まだ動きがあるかと思います。

○石亀委員長 わかりました。ただいま報告について特にご意見なければ、報告については終わります。

非公開案件 ○議案第6号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

非公開案件 ○報告第2号 白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について

非公開案件 ○報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして、本日の日程は終了いたします。

次回は3月1日火曜日、午後2時からです。

本日はお疲れさまでした。

午後5時00分 閉 会